

実施要領（一部抜粋）

1 事業名

「伊万里まるごと周遊観光券」発行事業

2 実施主体

（一社）伊万里市観光協会

3 事業概要

観光客による市内消費額の増進を目的とした「伊万里まるごと周遊観光券」（以下「周遊観光券」と言う。）事業を展開する。

観光客誘致には、従前の紙媒体（チラシ・ポスターなど）による告知を廃止し、多くの人が目にするオンライントラベルエージェンシー媒体（以下「じゃらん」と言う。）での告知および宿泊予約機能を利用することで情報発信を強化し、本事業を契機とした誘客の拡大を図る。

「じゃらん」で当該事業の宿泊割引プランを用意し、利用者へは「周遊観光券」を宿泊先でお渡しすることで、旅行期間中の消費促進を図るとともに伊万里の魅力を訴求する。

なお、WEB 予約を利用することで、観光客に関するマーケティングデータが集積されるため、今後の観光振興策の企画にも活用する。

4 構成

設定	設定料金 ^{※2}	宿泊割引	観光券 ^{※3}
大人 ^{※1} 名／室	4,000 円以上	2,000 円	2,000 円分 (2,000 円×1 冊)
大人 ^{※2} 名以上／室	8,000 円以上	4,000 円	4,000 円分 (2,000 円×2 冊)

※1 宿泊割引及び観光券の配布は大人料金が発生する宿泊者に限る

※2 泊数は考慮しない

※3 対象の飲食店やお土産店、体験ができる施設で利用できる割引券
補助率の制限無し（従前の上限 50%の規定を撤廃）ただしお釣りは出ない

5 周遊観光券の利用期間

令和 4 年 1 月 5 日（水）～令和 4 年 2 月 28 日（月）

※ 宿泊割引は令和 4 年 2 月 28 日（月）チェックアウト分までを対象とする

6 配布対象者

当該事業の宿泊プランを利用する個人観光客

※ 今回は九州在住者を対象外とする

7 取扱数

1名対象分：160 予約分

2名対象分：45 予約分

8 周遊観光券の使用制限

期間中、1人1回の発券とする。

※ 先着順

9 申込期間

令和3年12月15日（水）～令和4年2月14日（月）

10 申込方法

じゃらんnetにより予約受付

11 周遊観光券の利用施設（合計77施設）

観光協会の会員かつ、指定業者登録が完了した施設

- (1) 宿泊 観光協会会員かつ、じゃらん加盟施設
- (2) 食事 市内飲食店
- (3) おみやげ 観光協会、伊万里鍋島焼協同組合、伊万里百貨店、
ふるさと村、伊万里菓子組合加盟店（一部を除く）外
- (4) 体験 伊万里市伝統産業会館・絵付け体験、くすきの杜 外

12 当事業に関する問い合わせ

平日（9:00～17:00） 観光戦略課（TEL 0955-20-9031）

土・日・祝日（9:15～17:00） 観光協会（TEL 0955-23-3479）